

固定資産評価証明書（登記用）の 無料交付の廃止に関するお知らせ

今般、富士見市とさいたま地方法務局志木出張所との間における地方税法第422条の3の規定に基づく通知を開始したことに伴い、これまで、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請において利用されてきました、さいたま地方法務局志木出張所が交付する固定資産評価証明交付依頼書による固定資産評価証明書（登記用）の無料交付が、富士見市においては令和3年7月31日をもって廃止になりました。

令和3年8月1日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準（不動産の価格）につきましては、富士見市が発行します有料の固定資産評価証明書又は名寄せ帳の写し、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書により確認していただくこととなります。

なお、公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中で地目が変わった土地などにつきましては、富士見市において有料の固定資産評価証明書の取得方法を教示しますので、富士見市税務課土地係・家屋係（電話049-251-2711・代表）宛てお問い合わせください。

所有権移転登記等を申請される際には、これまでと同様に富士見市が発行します有料の固定資産評価証明書、名寄せ帳の写し、納税通知書に添付されています固定資産課税明細書のいずれか一つのコピーを登記申請書に添付していただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

御不明な点は、さいたま地方法務局志木出張所（電話048-476-1230・代表）までお問い合わせください。

令和3年8月1日

さいたま地方法務局志木出張所